

沖縄県個人情報保護審査会答申第 121 号 概要

①件 名	審査請求人の氏名等の個人情報を含む、特定校の教諭が特定期間中に職務上作成し、又は取得した公文書全てに係る保有個人情報開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 6 年 12 月 13 日（受理：令和 6 年 12 月 19 日）
③実 施 機 関	沖縄県教育委員会教育長（教育庁教育 DX 推進課）
④決 定 年 月 日	令和 7 年 1 月 6 日（第 2863 号）
⑤決 定 内 容	保有個人情報開示決定
⑥決 定 理 由	1 特定期間中に特定教諭が職務上作成し、又は取得した文書として、審査請求人の署名がない VPN 接続に関する注意書等の 3 つの文書が確認されたため、審査請求人に対して開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。 2 審査請求人が署名した VPN 接続に関する注意書の原本（以下「本件注意書」という。）については、校内ネットワーク使用に関する指導を終えたとして、特定教諭がすでに破棄していたため実施機関には存在せず、開示できなかった。
⑦審査請求年月日	令和 7 年 1 月 15 日（受理：令和 7 年 1 月 16 日）
⑧審査請求の趣旨	下記の理由から、本件処分を取り消して、開示請求書に記載した対象文書の全部（未特定の文書を含む。）を開示する、との裁決を求める。 1 実施機関は少なくとも本件注意書を特定していない。 2 本件注意書の中央部分には他とは異なる配色部分があり、画像が含まれていることが認められる。 何らかの通知がなければ特定教諭は本件処分で開示決定された文書を作成できないこと、一般にセキュリティアラートは電子メールで通知されることを考えるに、本件処分に含まれない電磁的記録（推測するに電子メールであり、具体的には審査請求人に割り当てられた@open.ed.jp で終わるメールアドレスを本文またはメールの To、Cc、Bcc、添付ファイルに含む電磁的記録）が存在する。 3 したがって、実施機関が本件注意書を特定せず開示しなかったことは法第 78 条第 1 項に違反しており、本件処分には重大な瑕疵があることから、本件処分は違法かつ不当であり取り消されるべきである。 また、不足している文書について再調査および全ての関連文書の開示決定を行うことを強く求める
⑨諮 問 年 月 日	令和 7 年 8 月 8 日（沖縄県教育委員会教育長諮問第 8 号）
⑩答 申 年 月 日	令和 8 年 6 月 22 日

⑪ 答 申 内 容

○審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った、令和7年1月6日付け第2863号による保有個人情報開示決定についてはおおむね妥当であるが、別記に掲げる一部の未特定文書については、新たに開示すべきである。

○審査会の判断理由（概要）

審査請求人は、実施機関が本件処分において、審査請求人の署名がないVPN接続に関する注意書等の3つの文書を特定し開示したことについては審査請求の対象としていないことから、審査会は、実施機関が本件注意書を特定せず開示しなかったことは法第78条第1項に違反しており、本件処分には重大な瑕疵があることから、本件処分は違法かつ不当で取り消されるべきであり、また、不足している文書について再調査および全ての関連文書の開示決定を行うことを強く求めるという審査請求人の主張について、次のとおり判断する。

なお、本件審査請求に関連して種々指摘するが、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

1 本件注意書の特定について

審査会は、説明員として出席を求めた実施機関に対して直接聞き取りを行ったところ、校内ネットワーク使用に関する指導を終えたことから、本件注意書は破棄し、その写しも取っていない、とのことであった。

開示請求があった時点では既に本件注意書及び写しを保有していなかったとする実施機関の説明に不合理、不自然な点があるとはいえず、これを否定するに足る事情も存しないことから、本件注意書は不存在であると認められる。

上記のとおり実施機関は本件注意書を保有していないのであるから、不存在のため特定せず開示しなかった実施機関の判断は妥当である。

2 その他特定すべき文書の存在について

開示請求の対象として、その他特定すべき文書が存在するか確認するため、審査会は実施機関に対し、あらためて確認を行ったところ、実施機関から審査請求人のアクセスログ（全て）が提出された。

当該アクセスログを見分して審査したところ、セキュリティアラートの電子メールの引用元となった審査請求人のアクセス記録と認められるため、実施機関が特定した「アクセス

記録」としては本来、当該アクセスログを開示すべきであった。

また、その余の文書については不存在であるとする実施機関の説明に不合理、不自然な点があるとはいえず、これを否定するに足る事情も存しないことから、当該アクセスログ以外に特定すべき文書は不存在であると認められる。